

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項 物品の販売

(1) 売買物品名

物件 番号	名称	規格 (型式等)	数量	単位	閲覧及び引き渡し場所	備考
1	乗用自動車 ダイハツ ビーゴ	ABA-J210G	1	台	熊本南部森林管理署 熊本県人吉市西間上町 2607-1	車両番号 熊本501ふ9653
2	乗用自動車 ダイハツ ビーゴ	ABA-J210G	1	台	熊本南部森林管理署 熊本県人吉市西間上町 2607-1	車両番号 熊本501ふ9650
3	乗用自動車 スバル フォレスター	DBA-SHJ	1	台	熊本南部森林管理署 熊本県人吉市西間上町 2607-1	車両番号 熊本300ら6996

※物品の詳細は、別紙「物品内訳書」による。

2 売買物品の閲覧日時等

- (1) 場 所 熊本南部森林管理署 駐車場
(2) 日 時 令和8年9月14日～令和8年10月26日
午前9時～午後4時
(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）
第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）
(3) 連絡先 閲覧される際は、必ずご連絡下さい。
(総務グループ経理担当 電話0966-23-3311)

3 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定
に該当しない者であること。
(2) 入札者は、入札前に法人にあっては法人登記簿謄本、個人にあっては本籍地の市
町村長等の発行する身分証明書等を提出すること。
なお、共同買受けの場合は、それぞれの法人登記簿謄本（個人にあってはそれぞ
れの身分証明書等）を提出すること。

4 入札方法

- (1) 上記 1～3 の物品を入札に付する。
- (2) 入札に当たっては、必ず売買物品を確認の上入札すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）に消費税及び地方消費税の相当額を含んだ額をもって落札価格とする。
- (4) 郵便入札は認めない。

5 契約条項等を示す場所、入札注意書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 熊本南部森林管理署 総務グループ
- (2) 日 時 令和 8 年 9 月 1 4 日～令和 8 年 1 0 月 2 6 日
午前 9 時～午後 4 時
(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

6 入札、開札の場所及び日時

- (1) 場 所 熊本南部森林管理署 入札室
- (2) 日 時 令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）午前 1 0 時 3 0 分入札 即時開札

7 入札保証金受付日時

令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 0 0 分

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金

(1) 入札保証金の額

入札者は、入札前に入札保証金として入札金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）の 1 0 0 分の 5 以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 9 5 号）第 3 条に規定する金融機関）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付しなければならない。

この入札保証金を返還する場合は利息を付さない。

(2) 入札保証金の国庫への帰属

落札者が落札決定の日の翌日から起算して 1 0 日以内に契約を結ばないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属する。

10 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、予算決算及び会計令第 7 9 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最高入札価格をもって入札を行った者を落札者とする。

11 契約保証金

(1) 契約保証金の額

落札者は契約の際、契約保証金として契約金額（消費税及び地方消費税の相当額を含む金額）の 1 0 0 分の 1 0 以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 9 5 号）第 3 条に規定する金融機関）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付しなければならない。

なお、納付した契約保証金は、売買代金に充当する。

(2) 契約保証金の国庫への帰属

この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属する。

- 12 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約締結に当たっては契約書を作成する。売払代金は契約締結の日から起算して20日以内に納付しなければならない。
なお、納入期限が休日に当たる場合は、その前日を納付期限とする。
- 13 その他
本公告に記載なき事項は入札注意書による。

以上公告する。

令和8年9月14日

分任契約担当官
熊本南部森林管理署長 元山 英樹